

クリフム夫律子マタニティクリニック臨床胎児医学研究所
医療倫理教育・研修実施手順書

(趣旨)

第1条 本手順書は、クリフム夫律子マタニティクリニック臨床胎児医学研究所医療倫理総則第15条および倫理委員会規則第14条に定める診療・医学研究を実施する医師・職員、並びに倫理委員会の委員及びその事務に従事する者の医療倫理教育・研修等の実施（以下「教育・研究」という）に必要な事項について定めるものとする。

(診療・医学研究を実施する医師・職員の教育・研修)

第2条 診療・医学研究を実施する医師・職員は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。

2. 教育・研修は次に掲げるいずれかの方法にて実施しなければならない。

(1) 院内研修会の受講

(2) 外部研修会の受講

(3) 医学倫理に関わる e-ラーニングの受講

3. 教育・研修は1年に1回以上の頻度で定期的受講し、最新知識及び技術の取得を行わなければならない。

4. 教育・研修を受けた医師・職員は、その実施内容を報告書とともに、院長に提出しなければならない。

5. 院長は医師・職員の教育・研修実施状況を把握し、実施が不十分な医師・職員に対しては、適切な対応を講じなければならない。

(倫理委員会の委員及びその事務に従事する者の教育・研修)

第3条 倫理委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。

2. 教育・研修は第2条2項の方法に準じて実施しなければならない。

3. 院長は倫理委員会の委員及びその事務に従事する者の教育・研修実施状況

を把握し、実施が不十分な場合は、適切な対応を講じなければならない。

(その他の事項)

第4条 本手順書に定められていない事項については、倫理委員会の意見をもとに当院内の会議を経て院長により決定する。

(庶務)

第5条 教育・研究等に関する事務は、当院事務担当者において行う。

(改訂)

第6条 本手順書を改定する必要があるときは、倫理委員会の意見をもとに当院内の会議を経て院長がこれを行う。

(付則)

1. 本手順書は平成27年3月15日より施行する。